

令和5年度 土木工事標準積算基準書（国土交通省）の改定により、ICT活用施工における3次元出来形管理・3次元データ納品等に要する費用計上にあたっての留意事項が、以下のとおり追記された。

※費用計上にあたっての留意事項

1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じることで算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。

2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

これに伴い、令和5年8月1日以降、「滋賀県土木交通部におけるICT活用実施要領（令和4年10月）」に位置付けられる以下の各積算要領の記載内容に、上記留意事項を追記して運用することとする。

【対象要領】

- ① ICT活用工事積算要領（土工）
- ② ICT活用工事積算要領（砂防土工）
- ③ ICT活用工事積算要領（河床等掘削）
- ④ ICT活用工事積算要領（舗装工）
- ⑤ ICT活用工事積算要領（付帯構造物設置工）
- ⑥ ICT活用工事積算要領（河川浚渫）
- ⑦ ICT活用工事積算要領（法面工）
- ⑧ ICT活用工事積算要領（構造物工（橋脚・橋台））
- ⑨ ICT活用工事積算要領（構造物工（基礎工））
- ⑩ ICT活用工事積算要領（構造物工（擁壁工））

◇上記の各要領中、「4（または5） 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の文末に、上記留意事項を追記する。

★今回の変更により、ICT活用工事の積算方法は、以下のとおりとなる。

